

不妊検査・一般不妊治療費助成事業のお知らせ

北広島町では不妊検査・一般不妊治療を受けたご夫婦に治療費を一部助成します。

●助成を受けることができる人

- 1 夫婦ともに北広島町に住所を有する人
※原則、法律婚を対象とするが、事実婚関係にある者も対象とする。
- 2 検査・治療開始時の妻の年齢が39歳以下である夫婦
※妻の年齢が35歳未満である夫婦は、広島県不妊検査費等助成事業の承認決定を得ている人
- 3 町民税等の滞納のない人

●実施医療機関

町内・町外を問わず、不妊検査・一般不妊治療を実施している医療機関



●対象となる検査・治療

不妊検査及び一般不妊治療（体外受精および顕微授精を除く）で検査・治療を開始した日から2年以内のもの

例）不妊検査、タイミング法、人工授精（第三者の精子卵子の提供や代理母妊娠は除く）、薬物療法、男性不妊治療等

●助成金額

- 1 広島県不妊検査費等助成事業の助成後の自己負担額の全額（夫婦1組につき5万円を上限）
- 2 不妊検査・一般不妊治療開始時の妻の年齢が35歳以上39歳以下の場合、対象となる検査・治療費の2分の1の額（夫婦1組につき5万円を上限）

●助成回数 夫婦1組につき1回限り

●申請要件

- 1 広島県不妊検査・一般不妊治療助成事業の決定日から起算して1か月以内に申請した人
- 2 妻の年齢が35歳から39歳以下の夫婦においては、次のいずれかに該当することとなった日の翌日から起算して2か月以内に申請した人
 - (1) 検査・治療に係る夫婦の自己負担額が10万円を超えた時
 - (2) 検査・治療を終了した時（夫婦のいずれか遅い方）
 - (3) 検査・治療の開始日から2年を経過した時（夫婦のいずれか遅い方）

●申請に必要なもの

広島県不妊検査費等助成事業に申請した人の場合	妻の年齢が35歳から39歳以下の夫婦の場合
広島県不妊検査費等助成事業承認決定通知書（写し）	不妊検査・一般不妊治療費助成申請に係る証明書
広島県不妊検査費等助成事業申請に係る証明書（写し）	

・申請書 ・印鑑 ・申請者名義の振込先口座を確認できるもの

・医療機関が発行する領収書（写し） ・婚姻をしている夫婦であることを証明できる書類

・事実婚関係に関する申立書（事実婚の場合）

・転入された方は、助成要件確認のため、夫婦の居住実態や世帯の町民税等の納付状況等について確認できるもの



【申請・お問い合わせ先】 北広島町役場 こども家庭課 子育て支援係

電話：0826-72-7350 メール：kosodate@town.kitahiroshima.lg.jp